

日本における地場産業支援施策の変遷と地域経済

一日中両国の中小企業比較共同研究への発展を目指して一

稲 永 明 久

1. はじめに

20世紀も残り僅かとなり、新世紀を迎えた今日、“物財、エネルギーなどのハードよりも情報、サービスなどのソフトの市場価値が相対的に高まる”所謂、ソフト化社会¹⁾の進展は、世界的な潮流として認識され、わが国においても消費者主導型経済の進行に伴って、経営者の間にも顧客満足経営の重要性が認識されつつある。2001年から始まる21世紀では、世界の政治・経済・社会など全般に亘って、現在よりもさらにその変動度合いは、激しいものになることが予想される。このように今後、予測される激しい変動の下、これからの“地域経済振興”を考えると、避けて通れないものとして、20世紀の後半から“もの中心の社会”、即ち、“物質文明”の後遺症として出現してきている産業廃棄ガスなどによる大気汚染、水質汚染、地質汚染などの各種汚染の問題、産業廃棄物処理の問題などさまざまな問題を抱えながら、21世紀は、これらの視点から、“環境インフラ時代”とも言え、再びこのような状況を繰返すことのないように強い決意が要求される時代でもある。

さらに、21世紀の“地域経済振興”を考えるに当たって特に、留意する点として、従来のように単に地域経済圏に拘ることなく、地域経済圏から広域経済圏へ、そして、広域経済圏から世界経済

圏へとその経済圏の拡大とそれに伴って、情報圏も経済圏の拡大と同様な広域拡大を眺みながら考察する必要性と、短期的な地域経済振興ではなく、上述したエコロジー重視型地域産業による地域経済振興に十分に配慮する必要がある。

そこで本研究の目的は、日中両国の中小企業比較共同研究の出発点として、わが国の地場産業支援施策の変遷を辿りながら、情報ネットワーク社会が定着すると予測される新世紀の日本における地場産業支援施策の在り方と地域経済について考察することである。

2. 日本における地場産業支援施策の変遷

ここ50年、日本経済において、重要な地位を占め、国民経済の発展と国民生活の向上に多大の貢献をしてきた中小企業は、日本経済の活動源として極めて重要な役割を果たしてきた。しかし、日本の中小企業を取り巻く経営環境は、再三に亘って経営環境に大きく影響を受けつつ、数多くの貴重な経験を積み上げながら今日に至っている。度重なるオイルショック・ドルショック、近年に至っては、タイのパーツ下落に始まるアジア地域の通貨危機、金融市場の混乱、わが国金融機関の経営破綻、さらにその影響を強く受けて、住宅・設備投資の低迷、消費意欲の減退など経済全般に亘

ってまだ完全な景気回復にまで至っていない。

そもそもわが国における中小企業支援施策の基本的な在り方は、1963年（昭和38年）に制定された「中小企業基本法」に示されている²⁾。即ち、同法では、中小企業政策の目標を「中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命に鑑みて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約の不利を是正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の実産性及び取引条件が向上することを目途として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業従事者の経済的社会的地位向上に資することにある。」と掲げられてある。

また、同法第3条において、国の施策を規定するとともに、第4条で地方においても、「国の施策に準じて施策を講じるよう努めなければならない。」と規定して同法が国・地方の双方から支援を行い、その相乗効果を高めるように仕組みられている。さらに、同法第5条で国の施策を実施するために必要な法制上および財政上の措置が規定され、この規定を受けて各種の関係法律の整備および助成措置が講じられてきている。

現行のわが国の中小企業支援施策は、このような変遷を経て、現在に至っており、以下に記述するような3つの重点項目から成っている。

1) 経営基盤強化対策

中小企業の経済的社会的制約による不利を是正し、自助努力により競争の担い手と発展できるよう競争条件を整備する産業組織政策的性格を持つ政策として、経営基盤を強化するために金融、税制、組織化、下請対策、官公需対策等の点について中小企業の経営基盤の強化支援対策が講じられ

ている。

2) 構造改革支援対策

経営革新、新規創業、高度化、国際化、労働対策等、その時代の中小企業を取り巻く経済社会環境の変化に対応し、構造改革を進めていく中小企業の主体的努力を支援する産業構造政策的性格を持つ政策の支援対策が講じられている。

3) 小規模企業対策

小規模企業には、経営基盤の脆弱な個人企業が多いことを念頭に置き、諸対策が円滑に実施されるための支援対策が講じられている。

1999年度（平成11年度）のわが国における中小企業支援施策には、上述した対策を具体的な支援施策として掲げ、実施されている。即ち、中小企業金融・信用補完制度の充実・強化、新規開業・雇用創出支援、ものづくり基盤の強化、中心市街地活性化等の活力向上、コンピュータ西暦2000年問題対策、中小企業の経営革新と経営環境変化への対応促進、中小企業団体を通じた中小企業の経営基盤の強化・活性化などを重点施策に掲げ、また、中小企業の定義そのものの再検討を含めた抜本的な改革が進行中である。

残り僅か1年で新世紀を迎える。わが国の中小企業育成を図るため1963年（昭和38年）制定された「中小企業基本法」は、現今の急変する社会情勢に必ずしも適応した中小企業支援施策となっておらず、独立した多様で活力のある中小企業が育ち得る競争条件、市場環境を整備する方向へと政策転換の必要性から中小企業庁長官の私的懇話会である「中小企業政策懇話会」が設立された。今後、新世紀のわが国中小企業に対する政策の基本理念とそれを踏まえた施策の体系、個別施策見直しのための検討が行われ、1999年5月10日に最終

日本における地場産業支援施策の変遷と地域経済

答申がなされた。さらに1999年12月3日、36年の長きに亘ってわが国における中小企業施策の根幹を成してきた「中小企業基本法」は、新千年紀を前に改正され「新・中小企業基本法」が成立した。³⁾

3. 日本における地場産業支援施策の現状と成果事例

わが国における中小企業支援施策の源泉となってきた「中小企業基本法」の体系を考察すると、「弱者」としての画一的な中小企業像を求め、格差の是正を旗印に、設備の近代化、企業規模の適正化、事業の共同化、集団化などの物的生産性向上のための「中小企業構造の高度化」と過度の競争防止、事業活動機会の適切な確保などの取引条件

適正化のため、「事業活動のふりの補正」の2つの目標をその政策目標としてきた。

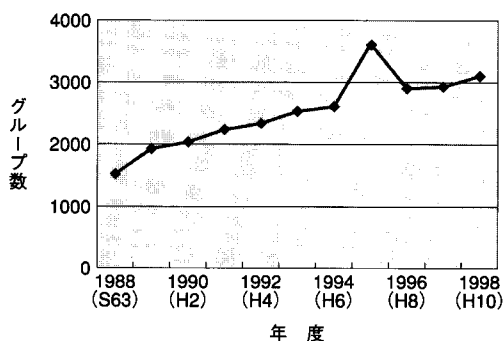
これらの中小企業経営支援施策の中でも注目に値するのが「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法（略称：融合化法）」である。この融合化法は、地域に密着した産業だからこそ人間同士の相互交流を通じて地域特性の発掘が行われる言わば“人間情報流”によるヒューマン・ネットワーク（Human Network）で結ばれた多面的、有機的な地場産業振興に対して効果的な活性化形態の一つである。

[表1]は、日本における異業種交流活動の推移について、年度別にグループ数及び参加企業数の一覧表である。^{4),5)}この[表1]から年度別に異業種参加グループ数の推移をグラフ化したものを

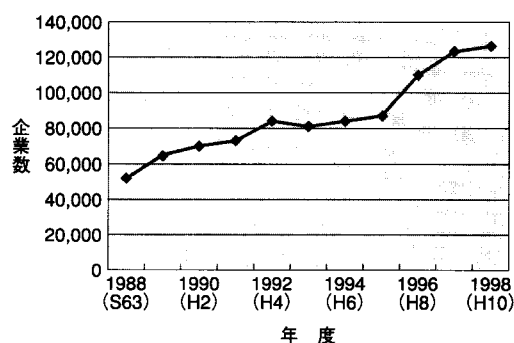
[表1] 日本における異業種交流活動の推移（年度別グループ数／参加企業数）

年 度	1988 (S63)	1989 (H1)	1990 (H2)	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)
グループ数	1,527	1,927	2,036	2,235	2,336	2,530	2,608	3,623	2,901	2,928	3,103
参加企業数	52,000	65,000	70,000	73,000	84,000	81,000	84,000	87,000	110,000	123,333	126,405

[図1] 年度別異業種交流参加グループ数



[図2] 年度別異業種交流参加企業数



[図1]に示す。また、同様に、[表1]から年度別に異業種参加企業数の推移をグラフ化したものを[図2]に示す。この図から判るように、統計を開始した1988年(昭和63)当時では、参加グループ数で、1,527グループ、企業数で、52,000社であったのが、徐々に増加傾向を見せはじめ、最新の統計である1999年1月の調査結果までその傾向は、変わっていない。

平成10年度グループ調査報告書(平成11年[1999]1月:中小企業総合事業団調べ)では、全国で3,103グループ、企業数では、126,405社にのぼり、前年度と比較してグループ数で6.5%増の175グループ、企業数で2.5%増の3,072社と増加傾向を持続している。地域の間人同志の交流を基盤とし、次第にその情報交流範囲が広域情報交流圏からやがては世界情報交流圏へと拡大して行くものと推測できる。^{6),7)}

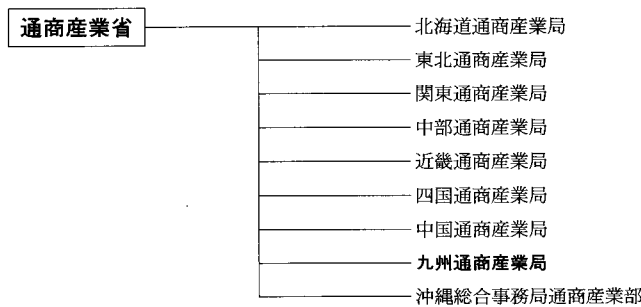
これらの異業種交流活動は、数多くの成功事例⁷⁾もさることながら何よりも増して地域人間情報網(Local Human Network: LHN)が基本となっており、新世紀になっても重要な地域産業振

興施策の一つであり、今後も注目して行かねばならない。このように今世紀から新世紀へと継続すべき支援施策もあるが、総体的に見れば上述したように特に近年の著しい経営環境の変化は、中小企業を“弱者”としてのマイナスのイメージで捕らえ、底上げ的な施策を一律に講じている現行の「中小企業基本法」に対して、わが国中小企業政策の基本理念から見直す必要に迫られてきた。

4. 九州・長崎県地方における地場産業支援施策の現状と成果事例

地方における地場産業支援施策実施では、複数の窓口が設けられている。中心的な役割は、当然ながら各自治体の県庁・市役所・町村役場であるが、例えば、九州地方であれば通商産業省の地域管轄出先機関である九州通商産業局(福岡市)が九州地方全体について管轄している。⁸⁾表2は、中央官庁である通商産業省地方支部部局の構成図を示す。

表2 通商産業省地方支部部局の構成図



日本における地場産業支援施策の変遷と地域経済

表2に示すわが国通商産業省の地方支部部局の中で、長崎県が所属する九州地方を管轄するのが表中、太字で示した九州通商産業局である。この中で、別扱いとして、沖縄地方については、他の地方と異なり、沖縄総合事務所の中の通商産業部が管轄している。

これらの各通商産業局では、管轄地域の特徴を出した施策を展開している。例えば、九州通商産業局の平成11年度重点施策として、「MITI九州チャレンジ'99」がある。

九州通商産業局では、当該年度で重点的に取り組むべき事業を1989年から「MITI九州チャレンジ」として取り纏めている。1999年度の重点施策は、以下の5項目である。

- 1) テクノマザーランド九州構想の実現
- 2) アジア経済再生支援と国際化を通じた地域の活性化
- 3) 九州エナコロジーランドの実現
- 4) 安心で安全な社会の実現
- 5) 石炭対策の推進

この中で、地域の中小企業に関係する“テクノマザーランド九州構想の実現”は、次のような施策内容となっている。

- (1) トータル・サポートによる新規産業の創出
- (2) ソフト面に重点を置いた研究開発基盤の整備
- (3) 産業基盤の整備
- (4) 地域情報化の推進
- (5) 中小企業対策の推進
- (6) アジア経済再生支援と国際化を通じた地域の活性化

特筆すべきは、以上のような項目について、九州地域特有の事業として「元気アップ九州事業」

を重点施策として展開している点である。この「元気アップ九州事業」とは、「九州の強み」を再評価し、地域経済が成長の自信を取り戻すことと、地域を構成する企業や個人の「元気アップ」が何より重要と考え、このための具体的な事業として「元気アップ九州事業」を1998年10月から実施している。

この事業は、時代の「潮の流れ」、「潮目」を展望し、新たな課題への対応方策を検討することにより、「テクノマザーランド九州」構想の一層の推進を図ろうとするもので、次の5つのプロジェクトで構成されている。

- ①九州地域の活性化のための戦略を検討する「元気アップ九州研究会」
- ②地域企業100社ヒアリングによる「九州地域の元気企業動向調査」
- ③産業資金の円滑な供給を目指す「産業金融研究会」
- ④環境産業分野での振興策を検討する「環境ビジネス調査」
- ⑤九州の国際化の具体的方策を探る「環黄海経済圏調査」

また、「トータル・サポートによる新規産業の創出」において、九州の地域特性を出した事業展開を図っている。

1) ベンチャーの育成・振興

九州地域の産業活性化のために21世紀を切り開いていく新規事業の多彩な展開が望まれる。特に、ベンチャー企業の育成では、その成長の隘路となる人材、資金、販路等の課題解決を図り、地域が一体となって新規事業のアイデアを持つ起業家を育てるトータル・サポート・システムの構築が急務となっている。このため、「新事業創出促進法」

に基づき、個人の創業、既存企業の分社化を支援するとともに、各種関連支援施策の周知を図る「事業革新・新規創業セミナー」を独自に実施している。また、ベンチャー支援機関の情報交換の場として「九州地域ベンチャー企業支援会議」とその下部組織として「コンサルティング部会」を設置して、九州地域のベンチャー支援ネットワークを構築している。

この他、若者の創業マインド育成のために次のようなセミナー等を開催して啓蒙活動を活発化させている。

- ①事業革新・新規創業セミナー
- ②ベンチャープラザ九州'99
- ③ベンチャー金融懇話会
- ④九州地域ベンチャー企業支援会議コンサルティング部会の設置
- ⑤九州ニュービジネス協議会に対する支援
- ⑥アントレプレナー（起業家）育成事業
- ⑦M&Aセミナー
- ⑧起業家ハンドブックの作成

2) 新規産業分野の育成・創出

九州地域が21世紀に向けてさらに産業を活性化させて行くためには、九州経済を牽引する新しいリーディング産業群を戦略的に育成することが重要となってくる。国の新規・成長産業に指定されている15分野の中、特に、九州地域では、「情報関連産業」、「環境関連産業」の2つの産業が経済的波及効果の高い未来型産業と推測されている。

また、「医療・福祉関連産業」、「生活文化関連産業」は、高齢化問題等を抱える九州地域の社会的特性ニーズ即したものであり、政策的にも振興支援すべき産業としている。

次に、各県における地場産業支援施策について、

長崎県を事例にして考察する。⁹⁾

他県と同様に、長崎県商工労働部が所轄部署として、県内の地場産業振興支援の施策を企画し、実施している。商工労働部には、商工政策・企業振興等の業務分掌で県内の企業に対して、産業支援施策を実施し、効果を挙げている。この県庁のインターネット・ホームページから、国際化に対する対応として、中国上海事務所のホームページへリンクが張られ、海外への企業進出情報を提供している。その他、新民晩報、上海市対外貿易委員会(日本語)、解放日報、上海図書館、人民日報海外版(日本語)、上海市政府、姉妹県の福建省など中国国内へリンクされ、現地の情報を提供している。¹⁰⁾

近年では、長崎県企業振興公社でのインターネットのホームページ上で、中小企業金融対策、商店街の振興策、技術開発支援、下請企業振興対策、総合合理化・近代化対策、特定中小企業集積活性化推進事業に対して、周知徹底する努力が重ねられている。

特筆すべきは、「中小企業支援施策Q&A」として、中小企業支援施策について、判り易いQ&A方式での周知徹底である。「賃金などに関する相談」、「経営に関する相談」、「技術に関する相談」、「人材育成に関する相談」、「労務に関する相談」、「情報化に関する相談」など平易な問答集を設けて、中小企業支援施策を実施していることは、評価できる。¹¹⁾また、佐世保市において、姉妹都市である中国福建省廈門市から関係者を招待し、マルチメディアを中心としたソフトウェア産業の企業説明会を開催して、企業交流の場を設け、人的交流を行っている。

一方、地場産業の製造業・農林水産業・窯業な

日本における地場産業支援施策の変遷と地域経済

どの業種にとって欠かしてはならないのは、技術面の支援である。この技術支援をする公的機関として、各県に工業技術センター、窯業技術センター、水産試験所などが設置されている。例えば、長崎県の場合、長崎県工業技術センター、長崎県水産試験所、長崎県窯業技術センターがあり、地場産業の技術支援を行っており、多くの実績を挙げている。さらに、国の技術振興施策による「財団法人長崎テクノポリス財団（現、財団法人長崎県産業技術振興財団）」が設置され、以下のような技術開発助成、技術研修、技術情報提供、債務保証などの地場産業のニーズに応え、技術の高度化を支援している。この産業技術振興財団（通称、サンテックナガサキ）では、その地域特性を發揮して、海洋技術振興面でも地域に貢献している。

平成11年度財団法人長崎県産業技術振興財団技術開発支援事業¹²⁾

1) 予備的研究助成事業

1テーマ 150万円以下

新技術、新製品の開発に取り組もうとする場合の予備的検討や実験にかかる経費を助成するとともに、財団のアドバイスや情報を提供する。

2) 長崎県技術開発研究委託事業（企業枠）

1テーマ 1,000万円以下

中小企業で開発するにはリスクが大きいものの、新規性があり商品化した場合に市場性が見込める研究開発を大学や公設試験所等と共同で行うものに対して委託する。

3) 長崎県技術開発研究委託事業（学・官枠）

1テーマ 年間1,000万円～2,000万円

産・学・官による共同開発の充実を図り、特に学・官を主体とした産・学・官の共同研

究を推進し、その研究成果を中小企業への技術移転を促進し、中小企業の技術開発推進を支援する。

4) 地域技術事業化助成事業

1テーマ 500万円以下

中小企業が開発した技術を事業化・製品化するために必要な資金の一部を助成する。

5) 地域技術商品化支援事業

1テーマ 300万円以下

中小企業が開発した技術により事業化あるいは製品化した物を商品として市場に出すために必要な資金の一部を助成する。

6) テクノインストラクター制度

地元大企業・先端企業で蓄積された技術・ノウハウ等を持つ経験豊富なインストラクターにより、中小企業の技術開発を支援する。また、企業代表者の相談相手として経営改善作業を助成する。

7) 商品化支援アドバイザー制度

企業の商品企画、マーケティング販売現場で活躍する経験豊富なアドバイザーにより、市場性のチェックから販路開拓に至るまで、実践的なアドバイスを行う。

8) 技術開発助言者派遣制度

中小企業が新製品・新技術の研究開発を行う場合に、必要に応じてインストラクター以外の県内外の研究者、技術者を派遣し、指導・助言を行う。

以上のような国の機関・各県・市等の自治体や第三セクターで個別に地場産業に支援を行っているが、連携面での効率化から今後の大きな課題を含んでいる。これらの機関とは別に、各市町村に設置されている商工会議所・商工会があり、それ

らを県単位で纏めているのが県商工会議所・商工会連合会であり、さらに全国的に纏めているのが全国商工会議所・商工会連合会である。その他中小企業団体中央会も類似した組織形態を成している。

また、各県では、運用面での効率化を図るために県の外郭団体として企業振興公社や中小企業振興公社を設け、その組織の中に当該地域の中小企業へ適切かつ適宜に経営情報を提供する「中小企業情報センターや特に小売業への経営支援を行う『リテール・サポートセンター (Retail Support Center: RSC)』」などが異なる業種業態の経営者に対して、講演会・研修会・相談窓口を設置して、専門員による幅広い相談に応じて、機能的に活動している。これらの経営支援施策を受けながら九州・長崎県地方には、多くの活性化された成功企業事例がある。しかし、これらの諸機関にも多くの課題があり、新世紀までに大々的に見直す必要が生じてきている。即ち、「蛇口多くして、水飲めず」との陰口が聞こえてきそうな中小企業支援制度を抜本から変革する自己組織力が今こそ望まれている。

この他、今後、地域経済振興を図る際に、特に留意して行かなければならない点は、「地域産業の情報化」である。これは、当該地域の地場産業振興と同時に、地域経済振興に大きく影響するものと予測されており、このことが地域間の経済格差を生む要因となることも充分考えられる。これらのことから、中小企業支援施策の強化・支援機関の抜本的改革・先進的な地域産業情報化の3課題のベスト・バランスをとりながら推進することが重要となるものと推測する。

21世紀の社会は、ネットワーク社会と予測され、

垂直系で提起される問題を水平系で迅速にかつ効率的に問題解決を目指すことが以前に増して可能となってくる。これらの社会環境の変容に対応し、本来の目的である「地場産業の支援施策」が効果的に運用され、これまで以上の成果を得るように期待したい。このことが今後の近隣諸国にも大きく影響していくことは、疑う余地もない。

5. 日本の新世紀における地場産業支援施策

1963年(昭和38年)に制定された「中小企業基本法」を中心としたわが国の中小企業経営支援施策によって、長い間、日本産業の基盤を支えてきたと言っても過言ではなからう。しかしながら上述したように大きく見直しをしなければならない時期が到来した。

1999年(平成11年)9月22日、中小企業庁から発表された「21世紀に向けた新たな中小企業政策の在り方(中小企業政策審議会答申案)」には、新世紀におけるわが国中小企業経営支援施策を含めた基本的な政策理念と現状にそぐわなくなった現行基本法の内容について事細かく検討が加えられてきた。以下に、「新・中小企業基本法」で改正された要点について考察する。

新中小企業基本法での改正された要点は、次の通りである。⁶⁾

1) 新たな中小企業像

“多様で活力ある独立した中小企業者の育成・発展”を理念とした新たな中小企業像を機動性、柔軟性、創造性を発揮する「わが国経済のダイナミズムの源泉」と標榜している。

さらに、新世紀において「中小企業に期待され

日本における地場産業支援施策の変遷と地域経済

る役割”に次のような4項目を挙げている。

- ①市場競争の苗床……市場競争の活性化・経済の新陳代謝の促進
- ②イノベーションの担い手……革新的な技術の製品化・新業態等の創出
- ③就業機会創出の担い手……企業家精神の発揮・自己実現の場
- ④地域経済発展の担い手……地域の産業・商業集積の中核・地域社会への貢献

2) 新たな政策の柱

- (1) 経営革新や創業に向けての自助努力支援
意欲ある中小企業者の成長，経営革新や創業へ向けての自助努力を積極的に支援する。
- (2) 競争条件の整備
市場機能の不十分な面を補充し，資金，人材，技術，情報等の経営資源へのアクセスの円滑化，公正な競争条件の確保を図る。
- (3) セイフティネットの整備
環境の激変による影響を緩和して事業者の変化の円滑な対応を促進するとともに，市場での敗者に対する再挑戦の機会を提供する仕組みの整備を図る。

3) 新たな施策の方向性

- (1) 経営革新や創業に向けての自助努力支援
 - ①経営革新の促進
業種別組合等に対する設備の近代化を中心とした従来型施策の有効性は，低減しており，個々の中小企業が取り組む「自立型専門中小企業」に向けた経営革新を，多様な連携組織も含めた多面的な支援を行う。以下，3点をその重点項目として挙げている。

- 支援対象：設備導入支援を中心として多様な経営課題に対する支援（研究開発，人材育成等）を図る。
- 支援対象組織形態：業種別組合を中心として個別企業，任意グループ，新たなニーズに対応した組合等多様な連携組織を支援対象の中核組み込む。
- 高度化融資制度：集団化等のスケールメリットの追及，経営革新を行う中小企業の支援への重点化を図る。

②ベンチャー支援

独創的技術の事業化や新業態の開発を行う企業など，ベンチャー企業が多数出現するような環境を整備し，その自助努力を適切に支援する。

- リスクマネー供給
店頭市場の改革・活性化と未公開株式市場の整備等資本市場整備並びに投資事業有限責任組合の活用，エンジェル税制等による資本供給源の多様化を促進する。
- ベンチャー企業支援インフラの整備
ベンチャーキャピタリスト等の高度な「目利き」ができる支援専門家の育成と支援人材ネットワークの構築を構築する。
- 技術開発とその事業化の促進
中小企業技術革新制度（SBIR）の拡張と技術移転の円滑化を図る。

③創業の促進

現行基本法では，「創業」に関する規定がない。中小企業政策の重点課題として，創業し易い環境の整備に向け，政策資源配分を以下の3つの項目を重点化する。

- 創業資金の円滑な供給

物的担保、信用力に乏しい創業企業の特性を踏まえた資金調達の手続きの円滑化を図る。

●創業インフラ整備

創業支援施策の周知のために、関係機関のネットワーク整備、起業家対象のセミナー、研修の充実を図る。

●企業家精神の涵養と環境整備

大学等の起業家育成コースや社会人再教育コースの充実・強化等を図る。

④商業・サービス業の経営革新

商業・サービス業の業種特性を踏まえ、その経営革新を適切に支援、特に、中小小売業については、集積内産業としての特性を考慮し、商業集積の組織力の再構築と新陳代謝促進のための方策を検討する。

●競争的商店街支援の重点化

商店街の新陳代謝の推進、商店街投資の促進に向け、商業集積の組織力の再構築の方策等の検討、中心市街地の活性化等地域の主体的・積極的取組みに対し、支援の重点化を図る。

●個別小売業者等に対する支援

新規開業、新業態開発、情報化等の経営革新を支援する。

●製・配・販の連携強化によるリテールサポート等卸機能の革新支援

(2) 競争条件の整備

①資金供給の円滑化と自己資本の充実

公的金融制度については、民業補完を基本に、創業や経営革新に係わる多様化するニーズへの対応とセイフティネット機能強化と資金調達手段の多様化のための社債発行の円滑化など直接金融へのアクセス円滑化のための

環境整備を推進する。また、中小企業税制については、事業環境整備、政策誘導の観点から特別措置を講じ、その経営基盤の安定や新事業進出を促進する。

②ソフトな経営資源の充実強化

経営の革新や創業等に必要な経営ノウハウ、技術、情報等ソフトな経営資源の充実強化を図るため、行政自らが指導を行う役割を縮小し、市場機能・民間能力を活用した「支援」事業への転換を図る。

●支援事業実施体制の再構築

国：基本政策の構築、メニュー提示及びモデル事業・広域事業に重点化

都道府県：国のメニューの選択、独自施策の実施

中核的支援機関整備によるワンストップサービス化

●民間専門家の活用

団体別の予算 施策テーマごとの機能別予算化

行政・団体による指導 一定の水準を有する民間専門家を広く活用

中小企業診断士：地方公共団体の診断担当者の資格

民間専門家活用の観点から見直し

●技術開発等の円滑化

公設試験研究機関(公設試)、大学、中核的支援機関等による技術支援の連携体制の整備と公設試の機能強化

技術開発から事業化まで一貫した支援措置の実施

●情報化の推進

情報化に係わる研修等の充実と情報化支

日本における地場産業支援施策の変遷と地域経済

援人材の確保・育成

③経営資源の相互補完に向けた連携の促進

任意グループ等企業間の緩やかな連携、組合、共同出資会社等多様な組織形態を通じ、中小企業の経営資源の相互補完を推進。柔軟な組織再編を可能とするため、組合制度については、事業の「成長」の視点を導入し、その弾力化を図る。

- 事業の発展段階に応じた多様な連携組織形態の選択
- 組合制度：制度の硬直化
会社への組織変更による制度の弾力化
- 支援対象：企業間の緩やかな連携、新たなニーズに対応した組合等多様な連携組織への支援強化（高度化融資の見直し）
- 商工組合の在り方の見直し
カルテル廃止とエネルギー問題等への対応
- 産業集積の機能の活性化
集積内企業の連携促進による地域中小企業の自律的発展基盤の強化

④人的資源の充実

人的資源の充実に向け、労働市場の整備、労働移動の円滑化等、その環境整備を進めるとともに、人材育成・能力開発促進

- 労働市場の環境整備
労働者派遣事業、民間有料職業紹介事業の規制緩和による労働力の需要調整機能の強化
- 制度面でのポータビリティの確保など労働移動に対し中立的な退職金・年金制度の確立
- 労働力確保に向けた雇用管理の改善

●人材育成の強化

中小企業大学校等の地方公共団体が実施困難な中小企業向け研修、支援担当者向け研修強化、技術研修、専門家育成研修で大学、公設試、民間教育研修機関との連携・活用

⑤取引の適正化と受注機会の確保

商工組合カルテル等、行政が直接市場に介入する施策の廃止・縮小、規制緩和後の市場における公正な競争秩序を確保するため、取引適正化に係わる施策の強化の検討

●取引の適正化

商工組合のカルテルを廃止
下請代金法（製造業）の運用強化と一部サービス業への対象拡大の検討
代金法以外のトラブルについて、取引適正化失策の強化の検討

●国等からの受注機会の確保

官公需施策：効率性の観点から運用改善、ベンチャー企業への配慮
下請取引斡旋：下請企業の自立化促進に向け、広域化を推進

(3) セーフティネットの整備

- ①事業者のリスクマネジメントを基本に経済的環境等の急激な変化に対する緊急避難措置の整備
貸し渋り対策等の金融支援措置
経営基盤強化のための措置等
事業分野調整施策について、予見可能性、透明性確保の観点から制度の在り方の検討
- ②リスクに係わる保険的システムの整備（セーフティネットとしての小規模企業共済、倒産防止共済制度、グローバルな事業活動に係わ

る海外投資保険等)

- ③倒産法制の整備（使いやすい簡素・迅速な新再建型手続きの創設と失敗者の再挑戦の容易化）

4) 中小企業の範囲

①資本金基準の引き上げ

- (1) 物価水準については、昭和48年から2倍以上平均資本金額等の指標もについて概ね3～5倍
- (2) 経営者の個人保証等、資金調達上の困難性を抱える企業は、現行資本金基準を大幅に超えた規模に拡大

②従業員基準（サービス業は、小売業から分離して引き下げるが、他は、据え置く）

- (1) 大企業を中心に企業平均の従業員規模は、総じて減少傾向
- (2) サービス業については、対事業所サービスの展開等により小売業との業態の類似性も低下、平均従業員数は、増大し、現行従業員基準を超える事業所のシェア、業種も拡大

③企業の「独立性」について、施策の目的に応じて適切に考慮

④創業の取扱いについて、「創業」を政策対象として新たに位置付け

具体的には、表2のように4つの業種に区分して、従業員と資本金の見直しを行い、“中小企業の範囲”を確定した。

5) 政策の実施

①政策評価の充実と施策の利便性向上

- 政策評価手法の確立と積極的導入
- 受益者負担の適切な導入（施策利用者による

〔表2〕中小企業の範囲（ ）内は、旧法の定義

	従業員	資本金
工業・鉱業等	300人(300人)	3億円(1億円)
卸売業	100人(100人)	1億円(3千万円)
小売業	50人(50人)	5千万円(1千万円)
サービス業	100人(50人)	5千万円(1千万円)

注記) 1999年6月に貸し渋り対策の一環として、金融機関4法については、卸売業の資本金基準を7千万円、小売業・サービス業の資本金基準を5千万円に緊急的に改正している。

評価・選別を通じて提供、サービスの質の向上)

- 施策の大括り化、手続の簡素化

②中小企業団体の機能強化

- 機能別予算化による団体間の健全な競争の促進、支援担当者の資質の向上
- 商工会：広域名事業や合併等の促進を検討
- 中小企業団体中央会：連携支援機関としての専門性の向上

③民間企業の活用

- 適切な能力を有する場合には、民間企業や任意グループを積極的に活用

④地方との役割分担（地方公共団体の位置付け）

- 国の施策に準じて施策を講じる主体であり、また、国の施策の選択と地域の特性・実情に応じた施策展開の主体

以上のような基本的な枠組みでわが国の中小企業施策法案は、1999年12月3日に国会を正式に通過し、新世紀に対応できる「新・中小企業基本法」が成立した。

このように、長い間認知されてきた“中小企業”自体の枠組みを大きく変更された。これは、わが国の中小企業の現状に合わせた枠組みの変更であり、寧ろ遅きに失した感がある程である。

6. むすび

わが国にとって地域に密着している中小企業は、地域産業の要であると共に日本経済を支える産業全体から見て所属する企業数が99%、従業員数からする95%を占めることからしても重要かつ中心的な存在であることは、誰しも疑う余地がない。

しかしながら激変する中小企業の経営環境は、非常に厳しい状況にあり、またそれを支援する新たな政策を基本とする各施策について検討が精力的に重ねられてきた。1999年9月22日、中小企業庁から発表された「中小企業政策審議会答申書」は、今国会で成立しており、今後の日本の中小企業は勿論のこと、地域経済、牽いては、わが国産業・経済全体に大きな影響を与えるものと思える。また、このことは、中国をはじめ、近隣諸国への影響も大であろう。

本研究は、長崎県、長崎県立大学国際文化経済研究所の助成を受けたものである。その他、調査研究の実践場・資料提供を受けた通商産業省九州通商産業局、中小企業総合事業団、財団法人全国中小企業融合化促進財団、財団法人長崎県産業技術振興財団、長崎県工業技術センター、長崎県企業振興公社・長崎県中小企業情報センター、福岡

県企業振興公社・福岡県中小企業情報センター・同リテイル・サポートセンター、長崎市などの関係各機関の協力に対して感謝の意を表したい。最後に、今後、本研究が「日中両国の中小企業比較研究」へと発展し、それによる日中共同研究の成果が期待される。

参考文献

- 1) 『ソフト化白書'90』社団法人ソフト化経済研究所編，ダイヤモンド社，P.14，1990。
- 2) 「中小企業基本法」通商産業省・中小企業庁・中小企業総合事業団，1963。
- 3) 「改正中小企業基本法」通商産業省，HOME-PAGE，<http://www.miti.go.jp,2000.1030>。
- 4) 『中小企業政策審議会答申—21世紀に向けた新たな中小企業政策の在り方—』中小企業庁，1999。
- 5) 『グループ情報調査報告書』中小企業事業団中小企業情報センター編，中小企業事業団，1996。
- 6) 『グループ情報調査報告書』中小企業総合事業団中小企業情報センター編，中小企業事業団，1999。
- 7) 『平成10年度融合化成果情報調査報告書』財団法人全国中小企業融合化促進財団編，財団法人全国中小企業融合化促進財団，1998。
- 8) 九州通商産業局 HOMEPAGE，<http://www.mitikyushu.go.jp,2000.1.30>。
- 9) 長崎県庁 HOMEPAGE，<http://www.Nagasaki.go.jp,2000.1.30>。
- 10) 日本国長崎県政府上海経済貿易事務所 HOMEPAGE
- 11) 長崎県企業振興公社 HOMEPAGE
- 12) 財団法人長崎県産業技術振興財団提供資料